

據ありて聞の故之に従て可ならむ

### 國津意加美神社

祭神

今按舊説に所祭闇靈歎さみえたるを續風土記には祭神素  
煮鳴尊稻田姫命大已貴命とせしは國津云々とあるにより  
て國津神と思ひ遂に此三神とせしならん然れども意加美  
神とあれば正しく靈神なるべし

祭日 九月十五日

社格 村社

所在 武生水村 宇宮 (石田郡武生水村)

### 物部布都神社

祭神 布都主命

祭日 九月十六日

社格

所在

今按明細帳式内社記に物部邑とあれど神社考に此村大屋  
の野中の辻に社もなかりしを延寶の時石社木鏡を安置し  
て新に勧請し布都神社と定めたるは古に所謂物部郷は物  
部武水水渡浦三邑にて渡浦村蓬宮則式内の物部布都神社  
なる事を考へず偏るに當社は物部村にあるべき社と見た  
る故也と見え式社沿革考に壹岐廿四座記承應社記吉野公

光記神社考式社略考の五書にも物部布都神社は渡良村と  
侍しは此渡良村を國津神社と云は社號の混亂なりと云る  
に従て此所在を定むべきなり

### 特選神名牒

對馬島二十九座 大二十六座 小二十三座

○上縣郡十六座 大十二座 小十四座

### 和多都美神社

大神

祭神 豐玉姬命

神位 仁明天皇承和四年二月甲午朔戊戌對馬島上縣郡无位  
和多都美神奉<sub>レ</sub>授<sub>ニ</sub>從五位下<sub>一</sub>清和天皇貞觀元年正月廿七日  
甲申奉<sub>レ</sub>授對馬島從五位下和多都美神從五位上十二年三  
月五日丁巳詔授<sub>ニ</sub>對馬島從五位上和多都美神正五位下<sub>一</sub>

祭日 八月五日

社格 國幣中社(上縣郡峯村大字木坂)

所在 木坂村 宇伊(仁位村の方なり)  
豆山(と云ふ説あり)

### 島大國魂神社

祭神 狹手依姬命

素盞鳴尊

今按明細帳に祭神素盞鳴尊とみえたるを長崎縣式内社記  
に國史に徵考するに狹手依比賣神なるべし仍て加祭すと  
あるは古事記津島亦名謂<sub>ニ</sub>天之狹手依比賣<sub>ニ</sub>云るによれ  
るなるべしされど舊説も全く無稽とは定めがたし故今姑

く式内社記に従て二神を記せり

神位 清和天皇貞觀十二年三月五日丁巳授對馬島從五位

上島大國魂神正五位上

祭日 六月三日

社格 村社

所在 豐村 水白(上縣郡豐村)

### 能理刀神社

祭神 天兒屋根命

今按本社由緒書に昔より天兒屋根命を祭るとあるを明細  
帳長崎縣式内社記に宇麻志摩連命鳥賊津命をも合祭る由  
に記せれど式帳にも一座とみえ由緒書にもしかあれば今  
は之に従へり

神位 清和天皇貞觀十二年三月五日丁巳授對馬島告刀神

從五位上

祭日 六月朔日

社格 村社

所在 西泊村 野山(上縣郡西泊村)

### 天諸羽命神社

祭神 天諸羽命

今按明細帳長崎縣式内社記に祭神天兒屋根命天太玉命雷  
大臣命とみえ由緒書に雷大臣命、齋龜とを執行ひし齋場